

意見書の要旨及び意見に対する市の考え方

尾張都市計画地区計画に係る都市計画の案を令和3年1月4日から2週間、一般の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定により2通（1名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

【都市計画の名称】

尾張都市計画 一宮稲沢北IC西部地区計画

	意見書の要旨	市の考え方
1	適正な土地取引の手続きが行われていないため、本地区計画を中止にして頂きたい。	土地取引の具体的な手続きに関しましては、市が関与するものではありません。今後も、本地区計画につきましては、都市計画法に基づき手続きを進めて参ります。
2		